

売春防止法の改正と、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定について

かにた婦人の村 施設長 五十嵐逸美

売春の歴史

1) 明治維新前

豊臣秀吉が 1585 年、京都と大阪に公娼を集めた遊郭を置いたのが始まり。

江戸幕府に引き継がれ、各地に遊郭が作られた。遊郭の多くは、街の外れに置かれ、周りには溝が掘られ、遊女の外出や逃亡を防いだ。貧困な家庭の娘が売られて働かされてきた。

2) 明治維新後

マリア・ルス号事件 (1872 明治 5 年)

修理のために横浜港に入ったペルー船が清国人を奴隷として積載しており一部が逃亡、保護した英国がこれに国際司法上の違法を訴え、日本に裁判を要請。ペルー側は日本も奴隷制度である公娼制度を容認しているじゃないかと反論したため、採めた。日本の裁判によって、清国人奴隷は解放されたが、ペルーは日本に損害賠償請求の国際裁判を起こし、ロシアがこの国際裁判を裁定し、日本の措置を妥当とした。このあと、外交上の面目を保つために、「娼妓解放令」が出され、名目的には娼妓の自由廃業権が認められたが、実際に娼妓たちの生活のケアや、そもそもの貧困から娘を売る社会的な問題が解決されなかったため、遊郭業者は「貸座敷業」として娼妓と個々の契約をするという形で、明治から戦後まで続いていく。

親が娘を売ることができる社会

娼妓取締規則 1900 年 (明治 33) 制定

第一条 十八歳未満ノ者ハ娼妓タルコトヲ得ス

第二条 娼妓名簿ニ登録セラレサル者ハ娼妓稼ヲ為スコトヲ得ス

娼妓名簿ハ娼妓所在地所轄警察官署ニ備フルモノトス

娼妓名簿ニ登録セラレタル者ハ取締上警察官署ノ監督ヲ受クルモノトス

第三条 娼妓名簿ノ登録ハ娼妓タラントスル者自ラ警察官署ニ出頭シ左ノ事項ヲ

具シタル書面ヲ以テ申請スヘシ

一 娼妓ト為ルノ事由

二 年月日

三 同一戸籍内ニ在ル最近尊属、尊属親ナキトキハ戸主ノ承諾ヲ得タルコト若シ承諾ヲ与フヘキ者ナキトキハ其の事實

四 未成年者ニ在テハ前號ノ他實父、實父ナキトキハ實母、實父母ナキトキハ實祖父、實祖父ナキトキハ實祖母ノ承諾ヲ得タルコト

五 娼妓稼ヲ為スヘキ場所

六 娼妓名簿登録後ニ於ケル住居

七 現在ノ生業但シ他人ニ依リテ生計ヲ営ム者ハ其の事實

八 娼妓タリシ事實ノ有無並ニ嘗テ娼妓タリシ者ハ其の稼業ノ開始廃止ノ年月日、場所、娼妓タリシトキノ住居及稼業廃止ノ理由明治

九 前號ノ外廳府縣令ヲ以テ定メタル事項-----以下略

明治・大正期にクリスチャンによる「廃娼運動」が盛んに

- ・群馬県の上野毛成年連合会らによる運動（1893 明治 26 年県内で公娼廃止）
- ・キリスト教婦人矯風会
- ・救世軍
- ・廓清会

太平洋戦争における従軍慰安婦の問題

軍の権力拡大に伴って、軍による公娼制度である慰安所が戦地に設置されていく。

当初は登録していた娼妓を、軍の遊郭である慰安所に集めて日本軍兵士の性欲制御に利用していたが、後に占領した現地の女性を強制的に集めるようになり、このことが、アジア各地での日本不信を戦後にも残し、外交上のネックになっていたため、1992 年に日本政府は公的な集中調査を行い、結果を公表し、国として謝罪し（橋本龍太郎 手紙）、「アジア女性基金」を創設し、被害女性の救済を約束した。後の村山内閣の河野談話にも引き継がれたが、第 2 次安倍政権以降、これらの外交措置を否定するような国内言論が強まったため、東アジアでの外交に影を落とし続けている。



太平洋戦争の敗戦と GHQ による占領政策

昭和 21 年 1 月 21 日 GHQ、「日本における公娼の廃止に関する覚書」発表、

24 日 公娼制度廃止命令（すでに 16 都府県廃止）。

2 月 2 日 内務省、娼妓取締規則（1900 年制定）及び関係法規廃止（公娼制度廃止）。

しかし遡ること、

1 月 12 日、警視庁保安部長より、「公娼制度廃止に関する件」が通達

- ・公娼制度は廃止
- ・私娼は存続

※GHQ が私娼の廃止まで求めなかったから。

11 月 14 日、第一次吉田茂内閣の次官会議

- ・「特殊飲食店」における買売春行為を認める決定

「赤線」と呼ばれる売春街が成立。（旧遊郭などが維持）

売春防止法が成立する昭和 31 年（1956）まで私娼を装った管理売春の容認が続くことになる。

売春防止法制定運動

キリスト教婦人矯風会 久布白落実：戦前からの廃娼運動の継承 GHQ にもいち早く

公娼制度の廃止を申し入れていた。1951 年のサンフランシスコ講和条約により占領から解放され、GHQ が出した公娼制度廃止が覆される恐れがあり、売春防止法制定運動を開始

女性の参政権付与により、昭和 21 年の衆議院選挙で女性議員が 39 名出されたことも、売春防止活動の追い風になった。（昭和 23 年の衆院選では 15 名に激減、以来 39 名を超える衆議院議員がいたことはない。）売春防止法案は昭和 28 年から 30 年にかけて 5 回議員立法で国会に提出されるも与党（自由党 民主党）の否決により廃案。

1955（昭和 30）年に保守合同により自由民主党が発足した後、女性の票を拡大したいということで、政策転換し、同党は売春防止法成立に賛同し、翌年 1956 年に成立し、現在に至る。

一方で「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の規制対象（許可対象）が、年々拡大し、現在の性風俗産業の隆盛を皮肉にもバックアップしている状況にある。

売春防止法の概要

法務省管轄の処罰法 人間の尊厳を尊重 道徳と善良なる風俗の維持

処罰対象：当事者 売春をさせる者（場所提供も含む） 騙して売春させる者

補導対象：当事者 婦人補導院

相談支援：当事者 婦人相談所 施設への措置の決定権 行動観察、心理テスト

保護更生：当事者 婦人保護施設 刑務所や補導員に準ずる集団生活、日課

後に保護対象を拡大 生活困窮 家族との不和 虐待 性虐待 DV被害

⇒すべてを売春防止法でカバー 婦人相談、婦人保護施設は厚生省（当時）が担当

2000（平成 12）年 ストーカー規制法 内閣府

2001（平成 13）年 DV防止法 内閣府

2004（平成 16）年 人身取引対策行動計画 内閣府

以上の他省庁の相談支援と保護の業務が、婦人相談所と婦人保護施設に加えられた

⇒相談がDVに特化し、中長期支援がおざなりに。

現場の違和感 売春防止法は刑法であり処罰法 現場の支援は福祉的支援、ギャップがある

2010 年頃から、売春防止法改正運動を開始（全国婦人保護施設等連絡協議会）

2022 年 5 月 19 日に新法成立 2024 年 4 月より施行予定

新法の特徴 福祉法 女性の福祉の増進が目的 今だに女性を取り巻く社会環境は男性に比して不利であり、生活困窮に陥りやすく、性被害による社会生活の困難などからの回復が容易ではないので、女性支援に特化した法を作った。

自立の前に心身の回復支援

被害による傷を抱えたままでは自立が困難。心理的支援にも注力する。

⇒心理職の配置

当事者のペースに合わせた中長期の支援

⇒施設の利用に期限はなく、一人一人の回復に合わせた支援が可能

様々な関係機関や民間団体との連携

⇒必要な社会的資源を共有し支援に活用していく。

資源のネットワーク化の推奨

支援調整会議の設置が自治体に義務付けられた

人権擁護が法の中心にある

法が機能するために

- 利用者中心の支援
- ・ 寄り添う支援
 - ・ 利用者の気持ちと意思の尊重
 - ・ 当事者のペースに合わせた伴走
 - ・ 行政機関（女性相談センター 区市町村福祉）と民間の協働、連携
 - ・ 地域住民との協力関係
 - ・ T I C（トラウマ・インフォームド・ケア）の考え方の普及
 - ・ 当事者参加による、支援の最適化（苦情申し立てなど）

T I Cの考え方



- ・ 虐待や性被害などに遭った人は、その時の出来事と感情を分離させて記憶する。
- ・ 似たような状況（大声を出される、威圧的な態度、その時に嗅いだ匂い、景色、人との距離、人との方向、音）に接した時に、その時の感情が蘇る（フラッシュバック）
- ・ フラッシュバックが起きると、そこから逃走したり、フリーズしたり、逆に過剰適応して自分の意思とは反対の対応をしてしまい、「今の自分を生きること」が困難になる。
- ・ 支援者は、事務職や調理員などあらゆる職種の関係者も含めて、これらのことを理解し、再受傷させない環境を支援の現場に構築することで、支援の場を「安全・安心」な場所であるように努め、そのような場において、当事者の回復を支援することが可能となる。
- ・ フラッシュバックが起きた時は、「今は、被害に遭わない安全な場所にいること」を、支援者が、落ち着いた、安心できる声掛けで当事者に伝える。
- ・ P T S Dに理解のある精神科医や臨床心理士などによる心理教育（なぜそのような状態になるのか、フラッシュバックを避ける方法、フラッシュバックしそうな時の準備、フラッシュバックした時に当事者ができること）も含めて、専門的な治療を受けることで、回復は早まる。
- ・ 災害や、事故、犯罪に遭うなどによって、誰でも P T S D（心的外傷後ストレス障害）になりうることを、一般の人々にも知ってもらうことで、お互いに思いやりをもって、穏やかに他者と接することができる社会を作りたい。

千葉県の現状

- ・ 千葉県には二つの婦人保護施設がある。富津と館山。法改正で女性自立支援施設に。
※東京都 兵庫県 愛知県が複数以上の婦人保護施設を設置 全国 47 施設あるが
青森、富山、奈良、鳥取、島根、高知、熊本が未設置県。
- ・ 千葉県には独自の「中核地域生活支援センター」事業があり、保健所圏域ごとに 24 時間体制ノンジャンルの相談支援窓口を民間委託で設置している。
※安房地域医療センター内に「中核地域生活支援センター ひだまり」がある。
- ・ 各地のセンターでは、女性の生活困難の相談を受けてきた実績があり、新法の施行に大きな関心を持っており、女性支援事業との協働、連携について、中心となって、様々な民間の支援団体や行政を巻き込んで、シンポジウムを開くなど、活発に活動しており、他都道府県に比べて、今後のネットワーク化を円滑に進めやすいと思われる。

最後に

人によって棄損された人生は、人によって回復し得るものです。誰かの優しい一言や、眼差しが、傷ついた心の回復の糧になります。生物学的にそんなに強くはない人間が、地球を席卷したのは、「相互扶助」という防御力を獲得してきたからです。いま、自分がここにいるまでの長い歴史に思いを馳せて、他者を思いやる気持ちを大事にして生活したいものです。